

平成23年5月25日  
財団法人鳥取県サッカー協会  
第4種委員長 小林慎太郎

【 第4種委員会主管大会における大会参加資格について（通達） 】

財団法人鳥取県サッカー協会第4種委員会（以下：第4種委員会）において、主管大会の選手参加資格を下記のように制定いたしましたので、お知らせいたします。

記

（財）鳥取県サッカー協会への選手登録ではなく、各大会の選手登録（イトリ）を基準とする。（試合への出場の有無は問わない）  
移籍した直近の主管大会への大会登録（イトリ）をすることができない。

該当の第4種委員会主管大会

	全日本少年大会	全山陰少年大会	U-11大会
U-12（6年生）	●	×	対象外
	×	●	
U-11（5年生）	●	×	●
	×	●	●
	●/×	●	×

「●：大会イトリ」 「×；イトリ不可またはイトリしていない」

「||：移籍の時期」

次の大会は、競技性を低く設定し、普及および育成を主旨としいることから、例外とする。

「U-10大会（4年生以下）」 「U-12リーグ戦」

上記主管大会への参加資格の制定にあたっては、下記の点に考慮してある。

1. 移籍は登録上は自由であるが、「勝利至上主義の移籍（引き抜き）を認めない」というスタンスで考えている。
2. 年度ごとの継続確認が重要であり、選手の希望する移籍行為を所属チームが妨げるというような、プレーヤーズファーストの精神を妨げることがないように考えている。

以上